

横浜市環境配慮指針の 一部改定について

令和2年度第10回横浜市環境影響評価審査会

令和2年10月12日

横浜市環境創造局環境影響評価課

本日の説明内容

- 1 はじめに
- 2 グリーンインフラの活用
 - (1) 改定趣旨
 - (2) 改定案
 - (3) 部会での御意見
- 3 地球温暖化対策の強化（脱炭素化、再生可能エネルギー、低炭素電気）
 - (1) 改定趣旨
 - (2) 改定案
 - (3) 部会での御意見
- 4 その他（文言整理等）
 - 改定案

1 はじめに

改定趣旨

横浜市環境管理計画や横浜市地球温暖化対策実行計画等、**新たな本市環境行政の動向**を踏まえ、グリーンインフラや脱炭素化への取組を推進するため横浜市環境配慮指針（以下「配慮指針」）を一部改定します。

※グリーンインフラの活用を配慮指針等に明記している自治体はありませんが、本市では各計画等を考慮し、積極的に取り組みます。

配慮指針とは

横浜市環境配慮指針

計画段階事業者が立案段階から環境影響について配慮すべき事項を定めたもの

⇒ **主に事業別の配慮事項を改定**

※ 配慮指針を改定するときは、あらかじめ横浜市環境影響評価審査会へ意見聴取します。
(横浜市環境影響評価条例第6条第3項)

一部改定の方向性

(1) 生物多様性や浸水対策等の多様な機能がある
「**グリーンインフラ**」の活用

(2) **地球温暖化対策**の強化

- ① 脱炭素化の実現
- ② 再生可能エネルギーの活用
- ③ 低炭素電気選択の促進

2 グリーンインフラの活用

(1) 改定趣旨

生物多様性や浸水対策等の多様な機能がある**グリーンインフラ**への取組を、
配慮事項として明記します。

※グリーンインフラの活用を配慮指針等に明記している自治体はありませんが、本市では各計画等を考慮し、積極的に取り組めます。

7

(2) 改定案

配慮指針《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）。

現行	改定案
	(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、更には人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。

- ・対象となる事業の分類：「公有水面の埋立て」を除く全事業
- ・「4 廃棄物処理施設の建設」では、「・・・活用を図る。」とします。（後述）

※グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本

8

(参考) 改定案 (資料編 イメージ)

- 資料編に新設
 - 「**資料4 グリーンインフラ**」を新たに作成
 - グリーンインフラの**活用、保全、取組事例、イメージ**等を
分かり易く記載

(3) 部会での主な御意見 (グリーンインフラ)

- 「グリーンインフラの保全、活用」と「水循環の創出」を並記すべき (横田委員)
- グリーンインフラについて資料編で分かり易く説明 (上杉講師)
- グリーンインフラの説明資料を別途作成すべき (片谷委員)
- 資料編を充実させて、その中でグレーインフラとの協調や防災・減災についても記載を検討 (菊本委員)
- 資料編を充実すべき (藤井委員)
- 事業者に分かり易く、周知と資料編を充実すべき (田中稲子委員)
- 本文の文言および資料編での表し方を検討すべき (奥部会長)

資料4 グリーンインフラ

グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）という言葉は、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていたものが、我が国においても、近年、その概念が導入されたものです。

グリーンインフラの明確な定義は定まっていますが、本指針では「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本」としています。

グリーンインフラの保全とは、事業を実施しようとする区域内に造成されずに残される森林、湿地、草原、湖沼等の緑地を維持していくことや、事業の実施に伴い造成される緑地をきちんと維持していくことをいいます。

グリーンインフラの活用とは、公園、樹林地、農地、河川や水路、街路樹等の自然環境が持つ機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとするものです。

健全な水循環とは、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環のことをいいます。

なお、グリーンインフラとグレーインフラは対立するものではなく、双方の特性を踏まえ適切な組み合わせが必要です。

【グリーンインフラの取組事例】



※引用元：グランモール公園（横浜市下水道事業中期計画 2018）、高層ビルの屋上緑化、Green Street、軌道敷緑化（国土交通省 H29.3 資料「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」）

【参考】

※ グリーンインフラの保全、活用は、集中豪雨に伴う水害対策、暑熱環境の軽減、避難空間の確保等の防災・減災にも資するものです。

※ 健全な水循環により、土壌による雨水の保水・浸透、植生による地下水の涵養、湧水の保全・再生、再生水の環境利用、合流式下水道への負荷軽減による水質改善等の効果があります。

本指針の「事業別の配慮事項」において、グリーンインフラとの関係部分は、本事業に係る配慮事項(5)の他に、以下の事項が該当します。

1 道路の建設	(1)、(6)、(12)、(13)
2 鉄道及び軌道の建設	(1)、(6)、(11)、(13)、(14)、(15)
3 工場及び事業場等の建設	(1)、(6)、(11)、(20)
4 廃棄物処理施設の建設	(1)、(6)、(11)
5 下水道終末処理場の建設	(1)、(6)、(10)
6 飛行場の建設	(1)、(6)、(10)
7 公有水面の埋立て	(1)、(5)、(6)、(8)
8 高層建築物の建設	(1)、(6)、(11)
9 運動施設、レクリエーション施設等の建設	(1)、(6)、(9)、(14)
10 開発行為等に係る事業	(1)、(6)、(11)、(17)

【グリーンインフラの活用イメージ】



※引用元：横浜市環境管理計画

3 地球温暖化対策の強化 (脱炭素化、再生可能エネルギー、低炭素電気)

15

(1) 改定趣旨

① 脱炭素化の実現

平成30年に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画では、「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）としています。脱炭素化の実現に向けた取組を推進するため、事業別の配慮事項及び本文を改定します。

② 再生可能エネルギーの活用

平成30年に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」などでは、バイオマス燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大を温暖化対策の一つとして位置づけています。再生可能エネルギーの活用を促進するため、現行の熱源・燃料に関する使用制限の規定を削除します。

③ 低炭素電気選択の促進

脱炭素化を実現するためには、二酸化炭素の排出量が少ない電気（低炭素電気）を積極的に選択することが重要です。平成28年には電気の小売全面自由化が開始され、令和元年度には、市内に供給する小売電気事業者の排出係数の情報等を横浜市が公表する制度（横浜市低炭素電気普及促進計画書制度）が創設されました。事業者への低炭素電気の選択を促すため、事業別の配慮事項を改定します。

16

(2) 改定案

① 脱炭素化の実現

《別記》事業別の配慮事項（基本的な配慮事項）

・対象となる事業の分類：全10事業

現行	改定案
<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	<p>(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「横浜市環境管理計画（生物多様性横浜行動計画）」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、脱炭素化*の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>

※脱炭素化とは、温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより、実質的に排出量をゼロ又はマイナスにすること（横浜市地球温暖化対策実行計画より）。

17

(2) 改定案

① 脱炭素化の実現

《本文》第4 計画段階配慮の検討手順

現行	改定案
<p>1 事業計画の立案 事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、低炭素型まちづくりや生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>	<p>1 事業計画の立案 事業計画の立案に当たっては、事業の目的や必要性を整理し、本指針のほか、地球温暖化対策、生物多様性などの環境に関する本市の最新の計画や指針、基準等を幅広く把握し、環境負荷の低減、脱炭素化や生物の生息生育環境の保全と創造を検討する。</p>

18

(2) 改定案

② 再生可能エネルギーの活用

《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
<u>熱源・燃料は、電気又はガスを使用する。</u>	削除

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設

【参考】大気汚染防止に関するその他の配慮事項

最新の技術を用いた低公害な設備の導入や、高効率の公害防止施設を設置することにより、製造工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壌汚染物質等を抑制する。

ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量（年間排出量）を極力現状以下にする。

※大気汚染防止に関するその他の事項については、引き続き配慮を求めます。

19

(2) 改定案

③ 低炭素電気選択の促進

《別記》事業別の配慮事項（本事業に係る配慮事項）

現行	改定案
建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る <u>とともに、調達が可能なる場合はグリーン電力の導入に努める。</u>	<u>使用する電気は低炭素電気※を選択するよう努めるとともに、</u> 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。

・対象となる事業の分類：工場及び事業場等の建設、廃棄物処理施設の建設、下水道終末処理場の建設、飛行場の建設、高層建築物の建設、運動施設・レクリエーション施設等の建設、開発行為等に係る事業

※低炭素電気とは、再生可能エネルギーなどを活用し、電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量が少ない電気

20

(3) 部会での主な御意見（温暖化対策）



- 「脱炭素化」の定義は一般的なものなのか。語弊がないようにしてもらいたい。（藤井委員）
- 新技術が開発された場合に、後からでもその技術が取り入れられる設計をするようなことを記載しても良いのではないか。技術は日進月歩なので、事務局が事業者を指導する際には、その点を踏まえていただくことを要望する。（片谷委員）
- 配慮指針の改定を市民に周知する際に、改定の考え方を述べる中で、新技術に対する考えを丁寧に述べた方が良い。（田中稲子委員）
- 「燃料」についても、再生可能エネルギーに関連した燃料を積極的に使用するように指導しても良いのではないか。（横田委員）
- 「低炭素電気」の定義は、部会に示された表現以上のものは難しいかもしれないが、低炭素電気の中でも、より二酸化炭素の排出量が少ない電気を使ってもらえるよう促せると良い。（上杉講師）
- （委員のご議論を踏まえて）用語解説、若しくは改定後の情報提供の説明でしっかり対応していただきたい。（奥 部会長）

21

4 その他（文言整理等）



22

改定案（本文、事業別）

箇所	現行	改定案
P.1	<p>第1 趣旨 (…中略…)</p> <p>なお、本指針は、小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用され、環境と調和・共生した魅力ある都市となることを期待するものである。</p>	<p>第1 趣旨 (…中略…)</p> <p>なお、本指針は、小規模な開発事業等から広くまちづくりにおいても活用され、持続可能で環境と調和・共生した魅力ある都市となることを期待するものである。</p>
P.4 道路	<p>(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの低減に努める。</p>	<p>(8) 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。</p>
	<p>※同様の改定を行う事業：「2 鉄道及び軌道の建設」、「3 工場及び事業場等の建設」、「4 廃棄物処理施設の建設」、「5 下水道終末処理場の建設」、「8 高層建築物の建設」、「10 開発行為等に係る事業」</p>	
P.4 道路	<p>(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。</p>	<p>(14) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。</p>
	<p>※同様の改定を行う事業：「2 鉄道及び軌道の建設」、「3 工場及び事業場等の建設」、「5 下水道終末処理場の建設」、「6 飛行場の建設」、「8 高層建築物の建設」、「9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」、「10 開発行為等に係る事業」</p>	

23

改定案（用語整理等）

箇所	現行	改定案
表紙	<p>平成23年6月策定 平成25年3月改定</p>	<p>平成23年6月策定 平成25年3月改定 令和3年4月改定</p>
P.1	<p>第3 用語</p> <p>この指針で使用する用語は、指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>第3 用語</p> <p>本指針で使用する用語は、指針で定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。</p>
P.1	<p>第4 計画段階配慮の検討手順</p> <p>条例に基づく計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の作成にあたっての検討手順は次の通りとする。</p>	<p>第4 計画段階配慮の検討手順</p> <p>条例に基づく計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の作成にあたっての検討手順は次のとおりとする。</p>
P.2	<p>4 計画段階配慮の内容検討 (…中略…)</p> <p>選定しなかった項目については、事業計画をさらに検討し、(…中略…)。</p>	<p>4 計画段階配慮の内容検討 (…中略…)</p> <p>選定しなかった項目については、事業計画を更に検討し、(…中略…)。</p>
P.3	<p>第5 事業の分類 (…中略…)</p> <p>(表中) 指針別記において (…中略…)</p>	<p>第5 事業の分類 (…中略…)</p> <p>(表中) 本指針別記において (…中略…)</p>